

〔論 説〕

「当事者視点」活用の方法論

－「当事者」研究者の可能性に向けて－

伊 藤 精 男

〔要 旨〕

本稿では、当事者側から見た主観的情報としての「当事者視点」が有する認識論的課題を明らかにし、「当事者視点」の可能性と限界をも踏まえ、たうえて、「当事者視点」活用における有効な方法論的可能性を提示することを目的とした。

「当事者視点」は、「当事者しか知りえない」、「極めて詳細な虫瞰図的分析が可能である」という点において、事象の解明にあたっての価値を有するものであり、既存の専門知を相対化しオルタナティブな知を提示する可能性を持つものと考えられる。その中で、当事者の「当事者視点」を「媒介する他者」としての研究者が、当事者と同種の経験（身体性）を有する「当事者」研究者である場合は、虫瞰図的な「当事者視点」と鳥瞰図的な「分析者視点」を融合しうる可能性を有することから、「当事者視点」活用における有効な方法論的可能性を有することが示された。

I はじめに

1 当事者の視点

我々は、進行中の出来事の当事者であるために必ずしも認識が必要とされるわけではなく、その経験をそれとしてはっきり認識しないままに、多くのことを行っていると考えられる（斉藤, 1993）。したがって、何らかの異常が発生し自明性が揺らぐことがない限り、当事者にも問題点は見えてはこないものと言い得る¹⁾。

たとえば組織事故において、事故が起こらなければ当事者にもその潜在的な問題点は「予測しえないもの」として見えてはこない。そのためか、その原因解釈に際しては、当事者の見方は局所的なものとして必ずしも重要視されることはなく、第三者的な立場に立つ外部からの「事後の観察者」による網羅的・分析的な後付け解釈によるものが採用されがちである。

これに対して、谷口・小山（2007, p. 77）は、第三者的な立場から見た事後の解釈では有効性に疑問が残る対応策しか導出できないとし、事故が起きる以前の（極めて限られた予測しかできなかった）当事者の観点から事故原因の解釈を試みる必要があると指摘する。す

なわち、当事者は何故「それで問題がない」と判断していたのかという当事者側から見た主観的情報としての「当事者視点」を問う必要があるとの指摘である。

2 「当事者視点」の必要性

事象の解明における「当事者視点」の重要性についての言及は、貴戸（2004a）、星加（2008）、玉置（2008）、熊谷（2010）、池田（2013）、河野（2015）など多分野において見られる。「当事者視点」とは当事者側から見た主観的情報（虫瞰図的なもの）であり、客観的な視点から全体を俯瞰する第三者によって分析されたもの（鳥瞰図的なもの）とは異なる局所的なものであるが、それは、鳥瞰図的な「分析者視点」のみに基づいて概念化された従来の枠組みに対して、その見直しを迫る可能性を有するものと考えられる。星加（2008, p. 219）は、「当事者性を有する研究」の意義として、従来の知のあり方（主に非当事者による知の秩序）をゆさぶるオルタナティブな知を、当事者の視点から提示していく可能性を有することに一定の学術的価値があると指摘するが、「当事者視点」の意義を示したものとしても妥当であろう。

しかしながら、事象の解明における「当事者視点」の重要性は言及されているものの、谷口・小山（2007）に見られるように、外部の調査者（分析者）が当事者へのヒアリング調査（インタビュー）から得た情報をそのまま「当事者視点」であるとして考察を進める例が多い。池宮（2000, p. 213）は、「事実」についての「状況の定義」は一義的には確定できず、当事者による言説と言えども「事実そのもの」というより「事実に関するひとつの仮説」として捉える必要があると指摘するが、研究の多くは必ずしもこのような認識論的課題に自覚的とは言い難い。

玉置（2008）や鈴木（2010）は上記の課題に言及した研究ではあるが、網羅的に考察した研究は現状では十分とは言い難い。「当事者しか知りえない」という意味で「当事者視点」は価値を有するものと考えられるが、既存の専門知を相対化し（貴戸, 2004a, p. 24）、オルタナティブな知を提示する（星加, 2008, p. 219）ためには、その可能性と限界を踏まえた方法論的な吟味が不可欠であろう。

そこで本稿では、当事者側から見た主観的情報としての「当事者視点」が有する認識論的課題を明らかにし、「当事者視点」の可能性と限界をも踏まえたうえで、「当事者視点」活用における有効な方法論的可能性を提示することを目的とする。これは、認知的な観点から、虫瞰図的な「当事者視点」と鳥瞰図的な「分析者視点」を融合しうる新たな研究方法論を探る試みとも言い得る。

Ⅱ 「当事者視点」における認識論的課題

1 「事実認識」に係わる問題

本章では、(当事者側から見た主観的情報としての)「当事者視点」が有する認識論的課題として、「事実認識」と「事実表現」に係わる問題を取り上げる²⁾。まず、「事実認識」に係わる問題として、「あいまい性」と「物語化」を指摘しうる。

美馬(2011, p.185)は、「痛みに圧倒されている当事者」は言葉を失い、それを経験として直接語ることはできず、痛みから身を引き離す余裕ができて(第三者のような立場になって)初めて語る事が可能になると指摘する。したがって、当事者が経験したことと語られた内容にはギャップがあると考えることが妥当であり、主観的経験をそのままに反映した陳述はあり得ない。このことは、当事者側から見た主観的情報である「当事者視点」とは、原理的には当事者の「記憶」に頼ったものであることを示すものでもある。

松島(2002)によれば、「記憶とはわれわれのなかでわれわれとともに変化しつつ持続する時間的存在」(松島, 2002, p.155)である。同様の趣旨から高木(2006)は、記憶とは「脆さ」を有するものであり、人は出来事の大まかな構造は覚えているが細部については記憶が脆く、それを常識や自分なりの視点(意味づけ)で穴埋めするという構図があると言う。つまり、記憶とは極めてあいまいなものであり、出来事が生成している最中からも失われ、変形し、書き換えられていくものであって、度重なる変形と書き換えによって、体験していない出来事の記憶すら生成される可能性もあることを指摘する(高木, 2006, pp.3-5)。当事者が「事実」として認識するものも、このような記憶の不安定性による「あいまい性」を有するものであることを理解する必要がある。

さらに、「物語化」の問題も存在する³⁾。前述のように記憶があいまいなものであることは、当事者にとって都合のよい記憶のみが選択される可能性があること、そして、その内容は、現時点における当事者の立場と矛盾しない内容に組み立てられる可能性があることを示すものに他ならない⁴⁾。

このようなことから、たとえ、「外面的事象としての事実の存否」は確定できたとしても、同じ現場で同じ出来事を経験したにも関わらず、その動機、理由、因果関係などに関する当事者の意味づけ(状況の定義)の差異によって、人それぞれの「事実認識」が異なって構成されていく可能性は否めない(池宮, 2000, p.193)。もちろん、当事者にとって自明化されたものは表面化することすらない。「事実」についての当事者による言説は、外面的事象としての「事実そのもの」に関する記憶の忠実な再現ではなく、記憶の不安定性や現在の立場を反映し

た「当事者の物語」による、「事実に関するひとつの仮説」(池宮, 2000, p. 213)として捉える必要があり、「事実」とは多様な現れ方をするものであるとの認識も必要とされよう。

2 「事実表現」に係わる問題

一方、「事実表現」に関しては、「暗黙知の詳記不能性」(福島, 1995, p. 3)の問題を挙げることができよう。「暗黙知」(tacit knowing)の概念によれば、我々が「語りうる」ことはごく一部に過ぎず、常に自分の行為についてそれを意味ある形で言明できるものではない(福島, 1992, p. 322)。前述した「痛みに圧倒されている当事者」(美馬, 2011, p. 185)が⁴, その主観的経験をそのまま反映した表現ができないように、自らが「事実」と見なす事項を含む「～についての」表現も、決して「～そのもの」ではなく当事者による解釈を経たものであり、かつその表現能力による限界を有するものであると考えられる。

また、先に見た「物語化」の問題はここでも指摘しうる。浅野(2001, pp. 1-36)は、物語という言葉的行為の特徴の一つとして、「他者への志向」(聞き手の「納得」を得られる語りへの志向)を挙げていた。それは必ずしも意図的な「虚偽の作話」ではないにしても、「出来事」の変形と書き換えをもたらす可能性は否定できないものであろう。桜井(1993, p. 111)の、「語り手はインタビューの状況のなかで語りを生み出す演技者であって、たんなる情報提供者(インフォーマント)ではない」との指摘は、インタビューが語り手(当事者)と聞き手(分析者)との相互行為であることを示すものであるとともに、聞き手はその「出来事」の真偽を容易には確かめようがないことをも示しているものと思われる⁵。

当事者側から見た局所的な主観的情報(虫瞰図的なもの)としての「当事者視点」は、「当事者しか知りえない」という意味で事象の解明にあたっての価値を有するものである。しかしながら、本章で見たように、「事実認識」と「事実表現」に係わる認識論的課題も指摘されるものであった。そこには、「他者の媒介がないこと」にも一因があるものと考えられる。次章では、その点を踏まえ、当事者とそれを取り巻く「媒介する他者」としての分析者との関係を中心に考察する。

Ⅲ 「当事者視点」と分析者の役割

1 「分析者視点」における認識論的課題

「分析者視点」とは、客観的な視点から全体を俯瞰する(主として)第三者による分析の観点を示す。それは、「当事者視点」の虫瞰図的な特徴に対し鳥瞰図的な特徴を有するものと言

い得る。

「分析者視点」においても、「暗黙知の詳記不能性」に起因する「事実表現」の問題は共有するものと考えられるが、ここでは、とりわけ「事実認識」における「解釈の枠組み」に関する問題を指摘する必要があるだろう。

先に、「事実」についての当事者による言説は、「事実に関するひとつの仮説」（池宮，2000，p.213）として捉える必要があると指摘したが、この指摘は「分析者視点」においても妥当なものと考えられる。池宮（2000，pp.196-197）によれば、「事実」についての当事者による言説は、分析者（編集者）の意図が反映された「解釈の枠組み」によって再構成されていく。それは必ずしも意図的な「虚偽の作話」ではなく、矛盾した側面をも含む当事者による言説を整理し理解するためには、不可欠なものであると言い得るものである。そして、ある事象についての「事実」として最終的に示されるものは、分析者の「解釈の枠組み」を通じた「事実に関するひとつの仮説」（池宮，2000，p.213）であるが、これは通常の場合、反証可能性を欠くものであることが多い。

通常の場合、当事者はおおよそその理解の中で日常を生活していると言え、当事者の頭の中には事象の「全体像」が明確にあるわけではない。したがって、当事者による言説は、部分的な真実を含むものではあるが、その言説には矛盾した側面が含まれる可能性も大いにあると考えられる。すなわち、「全体像」は当事者によって構成しうるものではなく、分析者により構成されるものであると言えるが（厚東，1991，p.194），それこそが「解釈の枠組み」に他ならない。つまり、分析者は自分の出会った「現実」から何かを書くのではなく、書きたい「現実」と出会うとも言い得る（古賀，1997，p.81）⁶⁾。

したがって、分析者が有する「解釈の枠組み」によっては見えないものがあり、また、対象とする事象についての分析者の理解レベル（技能等も含まれる）の水準によって、内容を捉えるレベルも異なるものとなる。同様に、対象者（当事者）に対するインタビューにおいても、分析者（調査者）が理解できる範囲での質問を行い、自ら理解できる範囲での解釈を行うことになる。つまり、分析者（調査者）における「解釈の枠組み」およびその理解可能な水準を超えて、事象を観察・質問・解釈することは困難であることを理解する必要がある。

2 分析者の位置取り①：「非当事者」

ここまでの考察で「当事者視点」と「分析者視点」双方の認識論的課題を指摘できた。本節以降ではその考察を踏まえて、当事者とそれを取り巻く「媒介する他者」としての分析者の位置づけを概観し、「当事者視点」の活用における分析者の可能性と限界を中心に考察する。

図1は、当事者と分析者の関係をケース別にまとめたものである。

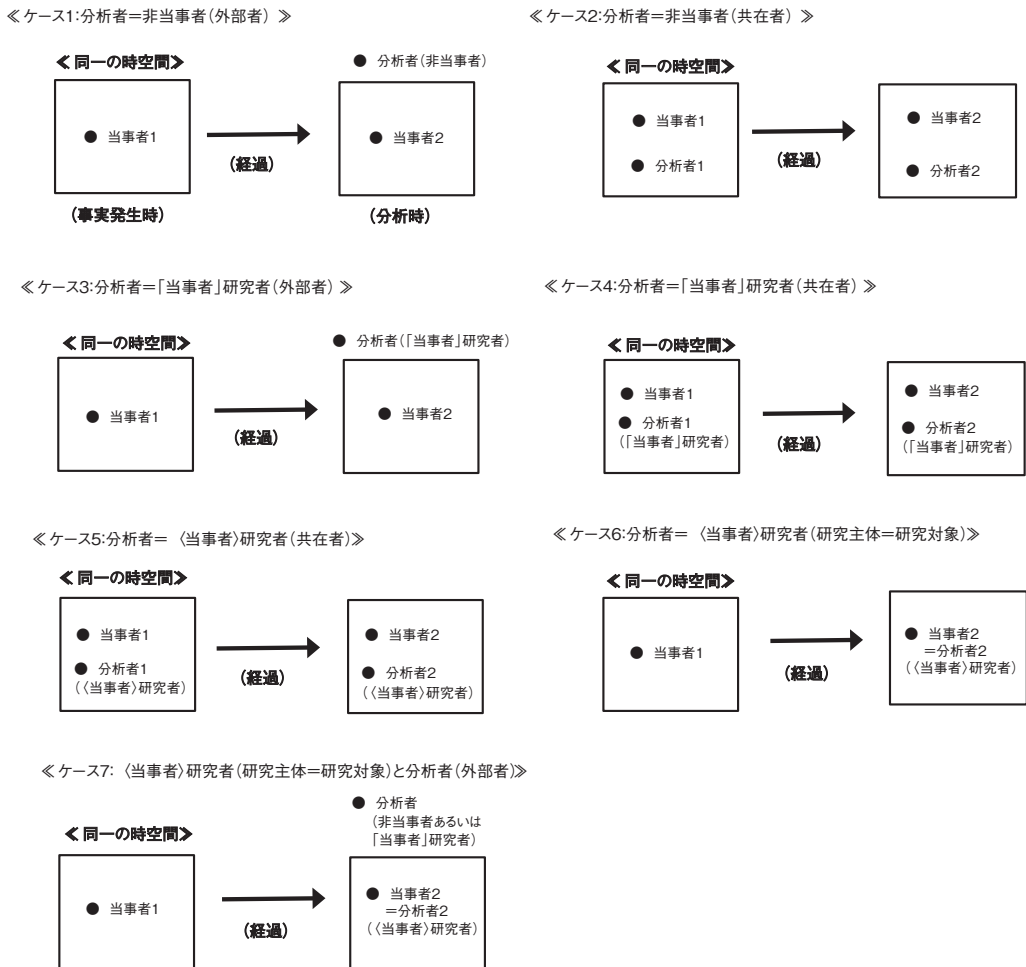


図1 分析者の位置づけ
出所：筆者作成。

ケース1は、分析者が「非当事者(外部者)」であり、当該事象に関する類似した経験(身体性)を有していないケースである。谷口・小山(2007)に見られるように、多くのインタビュー調査はこのケースに当てはまるものと思われる。

分析者は当該事象に関しては非当事者であり、また事実発生時において当事者と共に同一の時空間を共有していない。事後において主に当事者の言説を基に事実認識や因果関係等の仮説設定を行うが、当事者2が示す言説(当事者視点)には物語化(状況の再定義)の問題や「暗黙知の詳記不能性」の問題等、前述した「当事者視点」の認識論的課題が指摘されうるが、それを検証することはほとんど不可能である。もちろん、その解釈は自らの「解釈の枠組み」に

拠るものであり、前述した「分析者視点」の認識論的課題は不可避である。

このケースで示されるものは、鳥瞰図的な「分析者視点」に基づいて概念化された「従来の知のあり方（非当事者による知の秩序）」（星加，2008，p.219）と言い得るものであり、「当事者視点」の必要性を理解しているとは言え、それをどこまで活用できたものと言えるか疑問も残る。

ケース2は、ケース1と同様に分析者は「非当事者」であるが、当事者と同一時空間を共有する共在者（参与する観察者）である点に相違がある⁷⁾。分析者1は当事者1における経験の共有不可能性（unsharability）を有するが、同一時空間を共有することによって類推はある程度可能であると思われる⁸⁾。もちろん、当事者2および分析者2において、双方ともに前述の認識論的課題は不可避であるが、分析者2は自らの感性的な了解をも踏まえて、当事者2（当事者視点）の内容について相互確認（語り確かめ合う）が可能であり、自らの「解釈の枠組み」が妥当なものであるかを吟味することができる点に特徴がある。

このケースは、「当事者視点」の活用という意味においては、ケース1より深化したものであると言い得るが、当該事象に関する類似した経験（身体性）を有していないことによる理解レベル（その水準の高さ）において限界を有するものでもある⁹⁾。つまり、分析者の理解レベルを超えて、事象を観察・質問・解釈することは困難であり、その点において一定の限界を有していると言わざるを得ない。

3 分析者の位置取り②：「当事者」研究者

ケース3は、ケース1と同様の構図ではあるが、分析者が「当事者」研究者（外部者）である点に相違がある¹⁰⁾。当事者および分析者ともに認識論的課題は不可避ではあるが、他の時空間において当事者1と同種の経験をした「当事者」研究者は、当事者2の言説（当事者視点）を基に事実認識や因果関係等の仮説設定を行うものの、当事者2が示す言説内容について類推は可能であり、しかもそれはケース1における「非当事者（外部者）である分析者」よりも的確であろうと考えられる。また、ケース2で言及した理解レベルの水準も高いものと言い得る。

このケースは、「当事者視点」の活用という意味においては、ケース1および2よりさらに深化したものであると言い得る。もちろん、貴戸（2004b，pp.33-34）が指摘するように、（同種の経験を有すると言えども）当事者は多様性を有するものであり、決して一枚岩な存在として括れるものでもないため、「当事者」研究者の「解釈の枠組み」が常に一樣でありかつ妥当であると断定することはできないが、その精度は「非当事者である分析者」に比して高まるものと言えよう¹¹⁾。

ケース4は、ケース2と同様の構図であるが、分析者が「当事者」研究者であり、かつ当事者と同一時空間を共有する共在者（参与する観察者）であるケースである。分析者1が当事者1における経験の共有不可能性（unsharability）を有することはケース2と同様であるが、ケース3で示された特徴を有する「当事者」研究者が、同一時空間を共有することによる類推可能性はより高いものであると思われる。もちろん、当事者2および分析者2において、双方ともに認識論的課題は不可避ではあるが、ケース2同様に、分析者2は当事者2（当事者視点）が示す内容について相互確認（語り確かめ合う）が可能である。しかもケース3に示したように、その理解レベルは「非当事者」よりも的確であろうと考えられる。

これらの点において、このケースは、「当事者視点」の活用という意味においては、ケース1～3よりさらに深化したものであると言い得る¹²⁾。

4 分析者の位置取り③：〈当事者〉研究者

ケース5は、ケース4と同様の構図であるが、分析者が〈当事者〉研究者であることが異なっている。その特徴はケース4とほぼ同様であるが、分析者1としての〈当事者〉研究者は、同一空間内での当事者1の経験と同一の経験を有するため、（ケース4以上に）その類推可能性は極めて高いものと思われる。もちろんケース4と同様、当事者2および分析者2における認識論的課題は不可避ではあるが、分析者2は当事者2（当事者視点）が示す内容について相互確認（語り確かめ合う）が可能である。ここでの分析者1としての〈当事者〉研究者は、「観察する参与者」とも言い得る存在であり、たとえば、「分析者視点」を持って同一組織内で同僚を観察するようなケースであると言える¹³⁾。

このような「実践家のエスノグラフィー」（Practitioner Ethnography）と言われる方法は、同一空間内での当事者と同一の経験を有する故に、その類推可能性は極めて高いものと思われる。その点において、「当事者視点」の活用という意味においては、ケース1～4よりさらに深化したものであると言い得る。ただし、その半面、〈当事者〉研究者自らにとっても「当然なこと」として自明化されているものが多い故に、見逃しが発生する可能性も否定できない。また、この方法は研究方法論的には条件整備が難しいものと思われ、一般化しうるものか疑問でもある。

ケース6は、研究主体と研究対象が同一である場合、すなわち自分自身についての研究である。このケースでは極めて詳細な虫瞰図的分析が可能であると思われるため、「当事者視点」の活用という意味においては極めて深化したものであると言える。その反面、ケース5以上に、自明化故の見逃しが発生する可能性も大きいものと考えられる。また、基本的には反証可能性

を欠くため、解釈の妥当性を判断することは原理的にも困難となる。つまり、このケース6は、当事者側から見た主観的情報としての「当事者視点」と同様の、「事実認識」と「事実表現」に係わる認識論的課題が指摘されるものである¹⁴⁾。

ケース7は、ケース6とケース1もしくはケース3を融合させた構図と言える。その特徴は、当事者2 = 分析者2としての〈当事者〉研究者が、自らの経験を分析者（媒介する他者）との確認によって明確化することが可能である点にある。ケース6で指摘された、自明化故の見逃しの発生と反証可能性を欠くことによる解釈の妥当性判断の困難さを、克服できる可能性も高いものと思われる。

このケースは綾屋・熊谷（2010）に見られるが、当事者体験の一次データについては当事者自身が最も知っているものの、その解釈については本人が最も知っているとは言えず、共に解釈作業に取り組む仲間の存在が必要であるとする。そして、仲間との解釈作業を繰り返すことで、徐々に自らの体験に意味や解釈、あるいは見通しを与えてくれる枠組みを共有できるようになると指摘する。熊谷・大澤（2011, p.51）も同様に、自分だけでは自分のことはわからず、他者の媒介が必要であり、当事者研究にはコミュニケーション要素が入っていることが大事であると指摘する。これらの指摘を踏まえれば、「当事者視点」の活用という意味において、このケースは最も深化したケースであるように思われる。

本章では、当事者とそれを取り巻く「媒介する他者」としての分析者の位置づけについてモデルを設定し、「当事者視点」の活用における分析者の可能性と限界について考察してきた。次章では、本章で議論された「媒介する他者」の観点から、筆者が実際に経験した事例について具体的に検討してみたい。

IV 「当事者視点」の可能性と限界（事例分析）

1 事例の概要

本章では、筆者がかつて所属した組織において、組織上の問題を解決する取り組みとして実施した事例を取り上げる。筆者は、かつて当該組織の一員としておよそ20年間暮らした経験を有し、現在は、既に当該組織を退出した外部者である。その位置づけは、図2に示すように、事例分析の対象となる一連の取り組みが行われた当時は、「当事者1 = 筆者1」（人材育成担当）であり、現在は外部者としての「当事者2 = 分析者2としての筆者2」（〈当事者〉研究者）である。図2の構図は、前章におけるケース6とケース7を融合させたとも言える特殊事例である。本事例では、真正な「媒介する他者」は存在しない。しかしながら、当該組織を離れ外

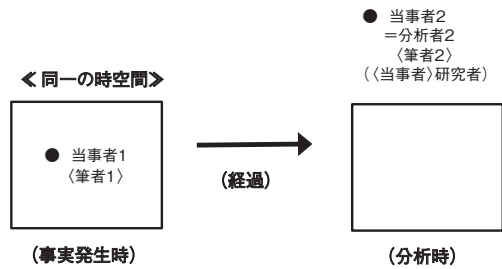


図2 分析の構図

出所：筆者作成。

部に出た「筆者2」は、かつて当該組織内で「当事者1＝筆者1」として経験したことについて、距離をもってその経験の意味とそれらをもたらした諸要因に関して反省的に解釈することが可能となった。したがって、現在の「分析者2としての筆者2」の位置取りは、「分析者視点」を有する「準・媒介する他者」とも見なせる存在であると考えられる。それは、「当事者1＝筆者1」が考慮しえなかった、組織内の様々な要因とその後の経緯をも踏まえた鳥瞰図的分析が可能となる存在であると言える。

「当事者1＝筆者1」（人材育成担当）が実施した内容は、マネジメント様態の変容に係わるものであった。当該組織においては、長年、上意下達的なマネジメントが実施されており、それに伴うと思われる組織上の問題も指摘されていた。

「当事者1＝筆者1」は、組織成員に対するヒアリング調査から得られた現状分析を基に対応策を検討し、「人材育成」領域内で考えられる限りの施策展開を実施した。その内容は、管理監督者層に対する一貫性を考慮した段階的な（数種類にわたる）研修実施を始めとして、その現場での実践に関するフォローアップ施策の実施、さらにそこから発展したフィードバック面接制度等の人事制度構築など、該当領域全般にわたる中期的な取り組みであった。

2 事例の内容分析

紙幅の関係上その詳細を記すことはできないが、その取り組み内容は組織実態および組織成員の意見を反映させたものであり、実際、その研修内容は受講者の評価が非常に高く、しかもその内容が一過性に終わることがないような制度的環境をも整備できたとして、組織成員における評価も高いものであった。したがって、「当事者1＝筆者1」としては、「人材育成」領域内で考える限りにおいては、有効な取り組みであったとの認識を持っていた。

これは、まさに「人材育成領域」内における「当事者1＝筆者1」としての意味づけ（状況の定義）による「当事者視点」を反映させた取り組みであった。しかしながら、現時点におけ

「当事者2 = 分析者2としての筆者2」の視点から見れば、この取り組みは、結果として、組織におけるマネジメント様態を変容させることはできなかったと解釈せざるを得ないものであった。そしてそれは、「人材育成領域」以外の諸要因をも（その時点において）十分に視野に入れていたとは言い難い、事実認識における虫瞰図的な「当事者視点」の限界をも示している。

図3は、「当事者1 = 筆者1」が実施した内容とその組織への影響度について概念化したものである。

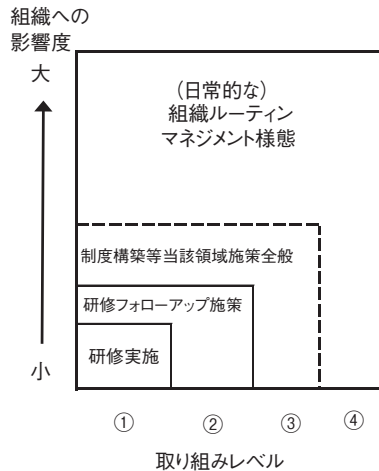


図3 当事者としての取り組みレベルと影響度
出所：筆者作成。

「当事者1 = 筆者1」は、結果的に①～③レベルにおいて諸施策を実施したが、その取り組みは、あくまでも「人材育成担当」としての役割範囲内のものであった。それは、部分的には有効であったとしても極めて領域限定的であり、それが組織成員に及ぼす影響度も極めて限定的なものであったと思われる。つまり、「当事者2 = 分析者2としての筆者2」の視点から見れば、組織成員の行動様態に大きな影響を及ぼし、マネジメント様態にも実質的な影響をもたらす日常的な組織ルーティン（職務構造を含む）への関与不足が、結果として、マネジメント様態変容に失敗した決定的とも言い得る要因であったと考えられる。

もちろん、組織上の権限による限界があったことも指摘されよう。しかしながら、日常的に実施される（環境要因としての）組織ルーティンの見直しが為されないままで①～③レベルの施策を実施しても、持続的にその効果を維持することは困難であり、マネジメント様態の変容をもたらすには無理があったとも言う。レベル④までを視野に入れた分析と施策展開が不可欠であったと思われる。そして、そこには、①～③レベルにおける虫瞰図的な「当事者視点」

(対象層における個人のマネジメント・スキル不足への着目)は反映できたものの、④レベルをも含む鳥瞰図的な分析とそれを踏まえた対応ができなかったことの限界があったと言わざるを得ない。すなわち、これは、事象の把握と問題解決に向けた仮説設定における、「当事者視点」が有する限定性とその限界を示すものでもある。

本事例は、(主観的情報としての)「当事者視点」の可能性と限界を示す一例である。本事例における分析者の位置づけはやや特殊ではあるが、「媒介する他者」の役割の重要性を示唆している。すなわち、虫瞰図的な「当事者視点」に対して、鳥瞰図的に分析しうる「媒介する他者」の関与があれば、事象の分析あるいは対応策等の検討において、異なる展開の可能性も期待できたものと思われる。

V まとめ：「当事者視点」活用における方法論的可能性

ここまでの議論において、「当事者視点」と「分析者視点」双方における認識論的課題が指摘され、「当事者視点」が有する可能性と限界も指摘された。そのうえで、活用における「媒介する他者」としての分析者の役割の重要性が示唆された。これを踏まえて、本章では、まとめとして、「当事者視点」活用における方法論的可能性について考察したい。

当事者側から見た主観的情報としての「当事者視点」は、「当事者しか知りえない」、「極めて詳細な虫瞰図的分析が可能である」という点において、事象の解明にあたっての価値を有するものであり、既存の専門知を相対化しオルタナティブな知を提示する可能性を持つものと考えられる。その反面、「媒介する他者」がないことによる限界も指摘されるものであった。それは、極めて詳細な虫瞰図的分析が可能である反面、自らにとって「当然なこと」として自明化されているものを見逃す可能性や、記憶の不安定性や物語化にも係わる意味づけ(状況の定義)の差異によって異なる「事実認識」が構成されていく可能性、あるいは反証可能性を欠くことによる解釈の妥当性判断の困難さを有することなどである。

Ⅲ章での考察によれば、「他者の媒介」がありコミュニケーション要素が入っているケース7の構図が、「当事者視点」の活用において最も深化したものであると指摘された。ただし、この方法はケース5と同様に、〈当事者〉研究者の存在を前提とする故に、研究方法論的には条件整備が難しいもののように思われる。

そこで、上記をも踏まえれば、Ⅲ-3節で取り上げたケース4あるいはケース3の構図が、「当事者視点」活用における方法論的可能性として実現可能性が高いものであると言い得る。とりわけ、分析者が「当事者」研究者であり、かつ当事者と同一空間を共有する共在者であ

るケース4は、「当事者視点」の類推可能性はより高いものであると思われる。もちろん、当事者および分析者双方ともに認識論的課題は不可避ではあるが、分析者（「当事者」研究者）は当事者（当事者視点）が示す内容について相互確認（語り確かめ合う）が可能である点に特徴がある¹⁵⁾。

西村（2003）は、研究者がインフォーマントと同じ現場に「身を置き」、同じ経験を共有してきたことを「語り確かめ合う」ことを基盤とする「対話式インタビュー」が事象の把握において有用であると指摘する。とりわけ、研究者が同種の経験（身体性）を有する「当事者」研究者である場合（ケース4）には、自らの感性的な了解をも踏まえて、「当事者視点」を的確に引き出す可能性は高いものと言い得る。「当事者」研究者は、基本的に鳥瞰図的な「分析者視点」を有する存在であるが、この感性的な了解をも踏まえた「対話式インタビュー」は、虫瞰図的な「当事者視点」と鳥瞰図的な「分析者視点」を融合し、オルタナティブな知を提示する可能性を持つ研究方法論として有益なものであると考えられる。

注 釈

- 1) 当事者概念は必ずしも一様ではなく、問題の立て方によって、「周縁」当事者とも言い得る存在を無限に拡大し、議論の拡散を招く恐れもある。そこで本稿では、当事者を「身体性」の観点から捉える。たとえば、美馬（2011, p.185）は、「『痛み』の当事者にとって痛みの経験は直接的で確実なものである」と指摘するが、本稿では、そのような固有の身体性を有する者を当該事項における真正な「当事者」と捉える。身体性への着目は、感性的側面からの理解可能性をも拓く。
- 2) ここでは、当事者による「意図的な虚偽、作為性」といった問題は除外する。
- 3) 浅野（2001, pp.1-36）は、物語という言葉的行為の特徴を、「視点の二重性」（「語り手の視点」と「語られた物語の登場人物の視点」の二重性）、「出来事の時間的構造化」（特定の視点からの事実の選択と時系列的配置）、「他者への志向」（聞き手の「納得」を得られる語りへの志向）という3点にまとめている。「物語の私」と「物語内の私」とは異なる視点を有するが、物語の結末において、その登場人物と語り手は一致する（つまり、結末に依拠して時間的構造化がなされる）。
- 4) このことは、必ずしも「虚偽の作話」であることを示すものではない。当事者が現在の立場と矛盾しない外面的事実や事実認識の断片を選択し、現在にふさわしい物語を組み立てるという「状況の再定義」を行ったものと考えられる。
- 5) 聞き手は語り手が示す「外面的事象としての事実」の存否は確認できたとしても、その動機、理由、因果関係などについてその真偽を確かめることは容易ではない。すなわち、それは反証可能性を欠くものである。
- 6) 分析者による「解釈の枠組み」は不変のものではなく、変容していくものでもあり、それによって分析内容そのものに変容が生じる。宮内（2005, p.106）は、枠組みが変容を重ねていくうちに対象とする「出来事」が揺らぎ始め、自らの中で「出来事」に対する解釈のズレが起こることを指摘する。
- 7) 「共在者」とは、Schutz（1953=1983, p.65）の「共在者」概念に拠る。すなわち、「対面状況にあり相互に意識を向け、その身体、身振り、足取り、顔の表情などを観察できる関係にある」同一の時空間を共有する関係にある人々を指す。
- 8) 共在者としての「理解」の仕方を説明するものとして、次のような論考を参考にしうる。阪本（2007）は、

「同じ場所にいる」というゆるやかな共同性によって体験の共有が生じ、認知的というより「了解」という感性的なものとして相手を理解する可能性が生じることを、場所論的な解釈としての「臨界モデル」という概念で捉えようとしている。

- 9) このケースの事例として、熊田（2010）を挙げることができるが、参与観察による研究の多くはこのケースに該当するものと思われる。
- 10) 当事者研究についての共通理解はないが、「当事者が研究する主体となる」ことであり、「当事者の視点」と「研究者の視点」（「分析者視点」）双方を有することに特徴があると言える。星加（2008, p.214）はその内容について、「当事者としての研究者」は対象となっている事象と何らかの意味で共通の経験を持った存在として想定されており、研究主体＝研究対象が同一（自分自身についての研究）である場合と、共通の経験を持つ他者についての研究である場合があると指摘する。本稿でもこの指摘を参照し、さらに「当事者としての研究者」を2つに区分し、それぞれ次のように表記する。対象となっている事象と同種の経験を有する者（他の時空間において同種の経験をし、その身体性を有する者）を『「当事者」研究者』とし、同一空間において固有の経験をしその身体性を有する者を『（当事者）研究者』とする。すなわち、身体性における質的差異による。
- 11) 貴戸（2004a, p.29）は、「語り手としての当事者」と「聞き手としての当事者」（本稿における「当事者」研究者）は、（同種の経験をめぐって）いつでも立場を反転させうる状況にあるため、この関係から生成されるものは、聞き手が共感的・反省的な「非当事者」である場合とも異なるものであると指摘している。このケースは、西村（2011）の研究に見られる。自身も看護師である西村は、看護師へのフォーカス・グループ・インタビューを試みているが、そこで示される内容は極めて専門性が高く、かつ語り手自身にも明確には自覚しがたいような事項をも含むものであった。聞き手において自ら以前に同種の経験をしたことがなければ、インタビューで示された内容は容易には理解し難いもののように思われる。
- 12) このケースは、西村（2001）の研究に見られる。西村は、植物状態患者とプライマリーナースとの交流（明確な認識論的手掛かりを欠いた「前意識的な層」における間身体的経験という事象）について、プライマリーナースと共にその植物状態患者へのケアに一定期間参加した後に、そのナースとの「対話」を通じて内実に迫っていくという方法を採用した。榊原（2011, p.13）は、その方法について、（看護師である）西村が、このナースと同様の身体的経験と技能を有しているからこそ可能なものであり、そのような経験と技能を有しない者がたとえケアに参加したとしても、同様の理解には達し得ないのではないかと指摘する。そして、そのような経験・技能を有する者によってこそ見えてくる事象があるとして、そのような人によってこそ為されうる研究があると指摘する。
- 13) このケースは、伊藤（2003）の研究に見られる。伊藤（2003）は、考察対象とする組織において当事者として長期間暮らしてきた者であるが、「分析者の視点」を持って同僚に対する半構造的インタビューを試みている。
- 14) 「当事者視点」と当事者研究は、「当事者視点」が主観的情報であることに対して、当事者研究が「当事者の視点」と「研究者の視点」（「分析者視点」）双方を有している点に相違がある。しかしながら、「他者の媒介」がない状況で「分析者視点」を持って自分自身を研究することは容易いことではない。なお、このケースは、鶴飼（1994）の研究に見られる。
- 15) 「当事者」研究者が当事者と同一時空間を共有する共在者となりえない課題においては、ケース3の構図が次善策として考えられよう。

参 考 文 献

- 浅野智彦（2001）『自己への物語論的接近 家族療法から社会学へ』勁草書房。
- 綾屋紗月・熊谷晋一郎（2010）『つながりの作法 同じでもなく違うでもなく』日本放送出版協会。

- 福島真人「説明の様式について－あるいは民俗モデルの解体学」『東京大学東洋文化研究所紀要』第116号，1992年，295～360ページ。
- 福島真人（1995）「序文－身体を社会的に構築する」福島真人編『身体の構築学－社会的学習過程としての身体技法』ひつじ書房，1～66ページ。
- 星加良司（2008）「当事者性の（不）可能性－ディスアビリティ・スタディーズ存在理由」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編著『〈支援〉の社会学 現場に向き合う思考』青弓社，209～231ページ。
- 池田喬（2013）「研究とは何か，当事者とは誰か－当事者研究と現象学」石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院，113～148ページ。
- 池宮正才（2000）「現場の事実－認識と表現の方法をめぐる－」田中圭治郎編『現場の学問・学問の現場』世界思想社，190～219ページ。
- 伊藤精男「身体技法としての『後退りおじぎ』が意味するもの－組織における身体性をめぐるエスノグラフィー－」『社会分析』第30号，2003年，95～112ページ。
- 貴戸理恵（2004a）『不登校は終わらない「選択」の物語から〈当事者〉の語りへ』新曜社。
- 貴戸理恵「『〈当事者〉の語り』の意義と課題－不登校経験の言語化をめぐる－」『関連社会科学（東京大学）』第14号，2004b年，18～38ページ。
- 古賀正義（1997）「参与観察法と多声法的エスノグラフィー－学校調査の経験から」北澤毅・古賀正義編著『〈社会〉を読み解く技法』福村出版，72～93ページ。
- 河野哲也（2015）『現象学的身体論と特別支援教育－インクルーシブ社会の哲学的探究－』北大路書房。
- 厚東洋輔（1991）『社会認識と想像力』ハーベスト社。
- 熊田陽子（2010）「共在者は当事者になりえるか？－性風俗店の参与観察調査から」宮内洋・好井裕明編著『〈当事者〉をめぐる社会学－調査での出会いを通して－』北大路書房，1～19ページ。
- 熊谷晋一郎「痛みの当事者研究 動きと時間をとめる，覚めない悪夢について」『現代思想』第38巻第12号，2010年，78～87ページ。
- 熊谷晋一郎・大澤真幸「痛みの記憶／記憶の痛み 痛みでつながるとはどういうことか」『現代思想』第39巻第11号，2011年，38～55ページ。
- 松島恵介（2002）『記憶の持続 自己の持続』金子書房。
- 美馬達哉「もし私が痛みを感じているのなら，私はとにかく何かを感じているのだ 痛みの医療社会学的考察」『現代思想』第39巻第11号，2011年，181～191ページ。
- 宮内洋（2005）『体験と経験のフィールドワーク』北大路書房。
- 西村ユミ（2001）『語りかける身体－看護ケアの現象学』ゆみる出版。
- 西村ユミ「看護経験のアクチュアリティを探求する対話式インタビュー」『看護研究』第36巻第5号，2003年，35～47ページ。
- 西村ユミ「看護ケアの実践知 『うまくできない』実践の語りが示すもの」『看護研究』第44巻第1号，2011年，49～62ページ。
- 斉藤慶典「動き・場所・他なるもの 『時間』によせて」『現代思想』第21巻第3号，1993年，274～289ページ。
- 榊原哲也「現象学的看護研究とその方法 新たな研究の可能性に向けて」『看護研究』第44巻第1号，2011年，5～16ページ。
- 阪本英二（2007）「同じ〈場所〉にいること－「当事者」の場所論的解釈」宮内洋・今尾真弓編著『あなたは当事者ではない－〈当事者〉をめぐる質的心理学研究』北大路書房，146～156ページ。
- 桜井厚（1993）「方法論としての生活史」松平誠・中眞邦編『講座生活学第3巻 生活史』光生館，89～120ページ。
- Schutz, A., "Common-sense and scientific interpretation of human action," *Philosophy and Phenomenological Research*, No.14, 1953, pp.1-37. (渡辺光・那須壽・西原和久訳『アルフレッド・シュッツ著作集第1巻 社会

伊藤 精男

的現実の問題 I』マルジュ社, 1983年)

鈴木隆雄「当事者であることの利点と困難さ－研究者として／当事者として」『日本オーラル・ヒストリー研究』第6号, 2010年, 67～77ページ。

高木光太郎 (2006)『証言の心理学 記憶を信じる, 記憶を疑う』中央公論新社。

玉置佑介「質的調査における当事者と研究者の共在－問題に参与する当事者としての研究者－」『上智大学社会学論集』第32号, 2008年, 131～151ページ。

谷口勇仁・小山巖也「雪印乳業集団食中毒事件の新たな解釈－汚染脱脂粉乳製造・出荷プロセスの分析－」『組織科学』第41巻第1号, 2007年, 77～88ページ。

鵜飼正樹 (1994)『大衆演劇への旅 南條まさきの1年2ヶ月』未来社。